

平成 29 年 5 月 24 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370827

研究課題名(和文) 19世紀朝鮮における周縁的社会集団の性格に関する研究 裁判史料からの接近

研究課題名(英文) A study of marginal groups in the 19th century Korea

研究代表者

山内 民博 (Yamauchi, Tamihiro)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：40263991

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、19世紀朝鮮の周縁的社会集団について裁判史料をはじめとする諸史料から接近し、生業や組織、社会的地位などについて検討した。周縁的社会集団として、とくに屠漢と僧に注目し、組織や相互関係を中心に生業・組織・相互関係について具体的に明らかにした。また、屠漢・僧らが地方あるいは中央の公的権力と独自の関係を結ぶことによって課役や禁令へ対応していたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to analyse occupations, organizations and the social position of marginal groups in the 19th century Korea by trial documents. Focusing on Buddhist monks and Tohan as marginal groups we clarified their organization and relationship with central and local government.

研究分野：朝鮮史

キーワード：身分史 朝鮮史 韓国史

1. 研究開始当初の背景

朝鮮王朝時代の身分については、法制的には良と賤に大別され、良身分は両班(士族)・中人・常民からなり、賤身分は奴婢であったとみることが多い。この良賤制と四身分(両班・中人・常民・奴婢)制を前提に、王朝後期には奴婢の激減をはじめとする身分制の動揺が顕著になり、19世紀末の甲午改革によって身分制が公的に廃止されたと一般に理解されている。とはいえ、こうした諸身分の周縁には、その枠組みに収まらない屠漢、僧侶、才人など特定の生業集団・社会集団が存在しており、しばしば奴婢以上に賤視の対象となっていた。しかしながら、従来の朝鮮王朝後期の身分制変動論・解体論的な視角のもとでは彼らのような周縁的な社会集団は国内外を問わず研究者の関心を引くことが少なかった。

本研究代表者は以前に19世紀の一地方の戸籍を分析する中で柳器匠および僧侶を取りあげ、柳器匠や僧侶が戸籍の構成・書式において、奴婢を含む他の一般の登載者とは明瞭に区別されている点に注目した。さらに、19世紀末葉に大幅に改定された戸籍制度では僧侶と屠漢についてそれぞれ「僧籍」・「屠漢籍」という一般戸籍とは別個の戸籍が作成され、身分制の廃棄が宣言された後も彼らに対する把握は一般の民と明確に異なっていたことを明らかにした。

このように国家による戸籍を通じた人身把握において特定の集団が区別されていることのもつ意味は大きい。従来の研究は主として戸籍史料によっており、彼らの生業や組織、社会的位相などについては不明な点が多かった。そこで、本研究においては史料として裁判史料に注目することにした。

2. 研究の目的

本研究課題「19世紀朝鮮における周縁的社会集団の性格に関する研究 裁判史料からの接近」は、屠漢・僧侶など朝鮮王朝の身分制において周縁に位置した社会集団を対象に、19世紀の各種裁判関係史料を調査・分析し、かれらの生業や組織、社会的位相がどのようなものであり、それが19世紀末葉にかけての政治的・社会的変動の中でどう変化していったのかを明らかにすることを目的とした。

周縁的社会集団とは様々な集団を含みう

る概念であるが、本研究では、これまでの研究の中で注目された屠漢(白丁)・僧侶を主たる対象とし、政治的・社会的な変動が激しくなると同時に裁判関係史料が多く残る19世紀に時期を限定して検討を進めた。

具体的な課題としてはつぎの3点を設定した。

第一に、上記周縁的社会集団の生業・組織・相互関係といった集団の具体相を、特定の地域に即して明らかにすることである。

第二に、彼らと地方官衙など国家機関、および他の社会集団との関係を検討することである。すなわち、公的な次元において周縁的社会集団がどのように位置づけられ、また彼らの社会的な位相、彼らに対する社会的な扱い・視線がどのようなものであったのかを、特定の地域を選定して分析する。

第三に、以上をふまえ、19世紀末にかけての政治的変動の中で、彼らの社会的な関係に何らかの変化がみられるのか、19世紀末の裁判関係史料に即して検討をおこなうことである。

こうした周縁的社会集団の性格の解明は朝鮮王朝の身分制とその変容を再考し、近代にかけての社会の変化をとらえなおす契機となることが期待される。

3. 研究の方法

(1) 裁判関係史料の調査・検討

本研究は周縁的集団に関わる裁判関係史料の調査・収集・分析が主要な作業となる。国内では京都大学・大阪府立中之島図書館・天理大学・東京大学など、韓国ではソウル大学校奎章閣韓国学研究院(以下、奎章閣)・国立中央図書館・国史編纂委員会・韓国学中央研究院などの機関において調査をおこなった。こうした調査による史料の収集と整理・検討、および公刊史料の購入・検討を研究期間中、基礎的作業として継続的に進めた。

検討の対象とした裁判関係史料には忠清監嘗『詞訟録』(東京大学・奎章閣蔵)、燕岐県『詞訟録』(国立中央図書館蔵)、『審理獄案』(大阪府立図書館蔵)、『検題謄録』(大阪府立図書館蔵)などがある。

(2) 周縁的集団関連史料の調査・検討

以上にくわえて、裁判関係史料を補完するため、周縁的集団に関わる、裁判関係以外の

史料の調査・検討もおこなった。具体的には『外各府郡公牒摘要』(奎章閣蔵)、『郡甘』・『官旨冊』(任実郡、韓国学中央研究院蔵)などの官衙謄録類、『朴氏家日記』(韓国学中央研究院刊)などの日記類などである。

4. 研究成果

(1) 屠漢(白丁)集団の生業・組織、および公権力との関係

屠漢とは屠畜を生業とする人々の称で、18世紀以降用いられるようになった。白丁・皮漢・皮匠とよばれることもあり、また柳器の製造を業とする柳器匠と重なる場合もみられる。「屠牛と禁令 19世紀朝鮮における官令をめぐって」(図書1)では、この屠漢集団の生業を屠牛禁令や地方官衙の動向とあわせ検討した。

19世紀の朝鮮社会では屠牛が盛んにおこなわれ、その屠牛の場を庖厨といった。一方で農牛保護のため屠牛を禁じる禁令も中央政府からくりかえし出されていた。屠牛禁令の主たる対象は私屠(私的な屠牛)であったため、地方官衙と結びついた形でおこなわれる屠牛が広まっていった。具体的には地方官衙が必要とする物資(牛皮・牛肉・牛角など)の調達を名目に設置された官庖(官設庖厨)地方官衙の下部機構に属して屠牛を公認される代わりに利益の一部を上納する補弊庖厨などがあつた。

このように地方公権力と結びつく形で屠漢が自らの生業の継続を図っていた様相を、忠清監嘗『詞訟録』をはじめとする請願・訴訟史料を用いて明らかにした。

「19世紀朝鮮における屠漢・白丁集団の役と組織」(雑誌論文2)では、屠漢・白丁集団について、刑獄や請願・訴訟記録を中心に、かれらの公的負担の状況および社会的結合の具体相を追求した。

19世紀後半に忠清道と慶尚道で起きた屠漢・白丁の致死事件に関する記録(『公州牧獄事査案』、『慶尚監嘗啓録』所収「永川白丁正大獄案」)を分析し、かれらが生業と何らか関係した独自の負担を負う存在として把握されていること、役負担をつうじて一定の組織がみられると同様に、かれらの利害にかかわっては強い集团的紐帯を示すこともあつたことなどを明らかにした。

また、僧と屠漢をあつかった「朝鮮後期請

願・訴訟のなかの人と集団」(学会発表2)の中では、屠漢が請願・訴訟という制度を利用して公的支配にどのように対応しようとしていたのかという観点から史料を整理した。

(2) 寺・僧の公権力との関係

「朝鮮後期請願・訴訟のなかの人と集団」(学会発表2)では、僧についても公的支配との関係を取りあげた。

具体的には、寺・僧への公的な課役にたいし、寺・僧側がどう対処したのか、各種請願・訴訟文書などを利用して検討した。寺には義僧防番銭(山城を守備する僧役の代銭)各種の紙・縄類・山菜などを納入する雑役といった負担が課されていた。こうした課役は寺にとって重い負担であり、寺・僧の側ではその減免をはかって、課役主体とは異なる公権力との関係を取り結ぼうとする動きが見られた。

広く確認できるのが宮房(王家・宮家)への所属である。寺が宮房に属することにより、各種雑役の免除特権を国王から与えられる例がしばしばあつた。あるいは、王陵付属の寺(陵寢寺)に地方の寺が属して免役をはかることもあつた。また、僧の勤善(勤進)活動を宮房が保護するという例もみられる。このように寺・僧は王権・公権力との結びつきによって課役を回避しようとしていたが、公的な認可としては不安定なものであり、免役されつづけるためには請願・呈訴をくり返す必要があつたことを明らかにした。

(3) 史料上の屠漢および僧の位相変化

「近世朝鮮の周縁的集団と史料 戸籍史料・裁判史料からの接近」(雑誌論文1)では、戸籍および各種裁判史料のなかで僧・屠漢などの周縁的集団がどう位置づけられ、それが朝鮮後期どう変化していたのかを検討した。

大きな流れとしては、17世紀には僧、あるいは屠漢と関係の深い柳器匠・皮匠は良賤制のなかに位置づけられていたが、19世紀にかけて良賤制が崩れていく中、史料上で周縁的な位置に置かれるようになっていった点を明らかにしている。

(4) その他

このほかに周縁的集団の公的把握と密接に関わる19世紀末20世紀初頭の戸口調査と

新式戸籍の性格について検討した論稿「一九世紀末二〇世紀初朝鮮における戸口調査と新式戸籍 地方における認識と対応」(雑誌論文 4)では、新式の戸口調査・戸籍が地方社会においてどのように受けとられたのか、請願史料・日記などを用いつつ明らかにしている。

また、新潟大学環東アジア研究センターとの共催でワークショップ「近世・近代環東アジア地域の周縁的集団と史料」を開催した(2017年2月)。清代中国の医師・明治初期日本の乞食・清代モンゴルの漢人集団などの状況を比較・検討する機会をもつことができ、今後の広域的な研究の展望をえることができた。

以上の研究成果をあらためてまとめるならば、第一に屠漢を中心に周縁的集団の生業・組織・相互関係について具体的に明らかにすることができた。第二に屠漢・僧らが地方あるいは中央の公的権力と独自の関係を結ぶことによって課役や禁令へ対応していたことを明らかにした。第三に19世紀の朝鮮社会の変動の中で屠漢・僧が史料上独自の位置に置かれるようになった点も指摘した。これらの成果は19世紀の朝鮮社会の歴史像を再構成する契機となるものであろう。また、くわえて周縁的集団研究の基礎となる各種裁判史料(請願・訴訟・報告類)・戸籍資料の史料的性格を究明することができた点も成果としてあげられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

山内民博、「近世朝鮮の周縁的集団と史料 戸籍史料・裁判史料からの接近」、『環東アジア研究』、10号、2017年、63-76頁、査読無

<http://hdl.handle.net/10191/47315>

山内民博、「19世紀朝鮮における屠漢・白丁集団の役と組織」、『環日本海研究年報』、22号、2016年3月、17-29頁、査読有

<http://hdl.handle.net/10191/41732>

山内民博、「日本所在韓国戸籍の現況と特性(韓国文)」、『仁川文化研究』(仁川広

域市立博物館) 11号、2014年、3-11頁、査読無

山内民博、「一九世紀末二〇世紀初朝鮮における戸口調査と新式戸籍 地方における認識と対応」、『朝鮮史研究会論文集』、52集、2014年、39-68頁、査読有

[学会発表](計4件)

山内民博、「近世朝鮮の周縁的集団と史料 戸籍史料・裁判史料からの接近」、『新潟大学環東アジアワークショップ「近世・近代環東アジア地域の周縁的集団と史料」』、2017年2月28日、新潟大学(新潟県・新潟市)

山内民博、「朝鮮後期請願・訴訟のなかの人と集団」、『韓国・朝鮮文化研究会第17回研究大会』、2016年10月22日、明星大学(東京都・日野市)

山内民博、「日本所在韓国戸籍の現況と特性」、『仁川広域市立博物館・仁荷大学校韓国学研究所共同学会議』、2014年8月29日、仁川広域市(韓国)

山内民博、「19世紀末20世紀初の戸口調査と新式戸籍 地方社会における実施状況と対応」、『朝鮮史研究会第50回大会』、2013年10月27日、明治大学(東京都・千代田区)

[図書](計1件)

關尾史郎編、關尾史郎・山内民博ほか、知泉書館、『環東アジア地域の歴史と「情報」』、2014年、151-174頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

山内 民博 (Yamauchi Tamihiro)
新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授
研究者番号：40263991